

令和8年度

広島市水道局指定 給水装置工事事業者研修会



これより、広島市水道局指定給水装置工事事業者研修会を、オンライン形式で行います。

本研修資料を活用いただき、社内での周知をお願いします。

目次



- 1 指定給水装置工事事業者制度の概要
- 2 給水装置等に関する留意事項
- 3 給水装置の維持管理
- 4 誤接合(カミコネツヨ)に係る工事防止
- 5 給水装置工事に関する信頼性の向上
- 6 広島市からの連絡事項
- 7 その他の事項

本研修は、2024年度版の指定給水装置工事事業者研修テキストに沿って要点を説明した後、今年度の要綱の改正点や給水工事申請の注意事項について、現在の状況などを説明します。



1. 指定給水装置工事事業者制度 の概要

(内容)

- 1-1 給水装置の法的位置付け
- 1-2 指定給水装置工事事業者制度の概要
- 1-3 指定給水装置工事事業者の遵守事項
- 1-4 給水装置工事主任技術者の職務等

それでは、本編に入ります。

はじめに” 指定給水装置工事事業者制度の概要” についてです。

1-1 給水装置の法的位置付け

水道法第3条第9項

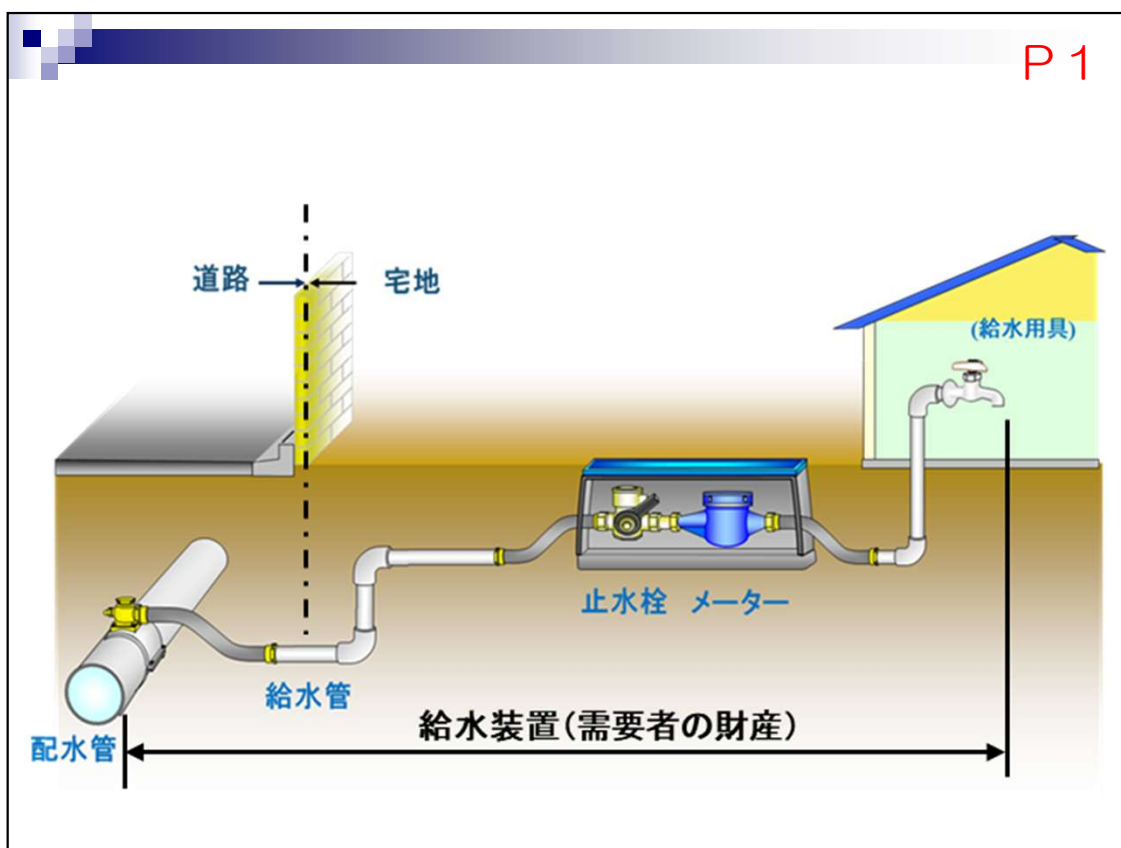
「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

テキストの1ページをご覧ください。

給水装置とは、需要者に水を供給するために、水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管、及びこれに直結する給水用具をいいます。

ここで、直結する給水用具とは、給水管に容易に取り外しのできない構造で接続され、有圧のまま給水できる給水栓やトイレのロータンク内のボールタップなどの用具です。

ホースなど、容易に取り外しができるもので接続されている洗濯機などはこれに含まれません。



表示している図をご覧ください。

配水管の分岐部から末端の給水用具までが給水装置となります。

なお、水道水を一旦タンクに受けてから給水する場合は、ボールタップなどの、タンクの注入口の給水用具までが給水装置となります。

1-2 指定給水装置工事事業者制度の概要

水道法第16条の2第1項

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。

次に、指定給水装置工事事業者制度の概要について説明します。
水道法の規定に基づき、水道事業者は、給水装置工事を適正に施行することができると認められる者を指定できます。これが、指定給水装置工事事業者ということになります。（以下、指定工事業者とします。）

1-2 指定給水装置工事事業者制度の概要

水道法第25条の3の2第1項

第16条の2第1項の指定は、**5年ごと**にその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

また、平成30年の水道法の改正に伴い、指定工事事業者の指定に有効期間が設けられました。

指定の効力は5年とされ、有効期間内に更新を受けなければ失効となります。

1-3 指定給水装置工事事業者の遵守事項

- 給水装置工事主任技術者の配置（事業所ごと）
（水道法第25条の3）
- 水道事業者への届出（主任技術者の選任、解任、指定事項の変更、事業を廃止、休止、再開）
（水道法第25条の4、水道法第25条の7）
- 事業運営の基準に従い適正な給水装置工事業の運営に努める
（水道法25条の8及び同法施行規則36条）

次に、指定工事業者の遵守事項についてです。

テキストの4ページをご覧ください。

指定工事業者は、事業所ごとに給水装置工事主任技術者（以下、主任技術者としてします。）を配置しなければなりません。

主任技術者の選任や解任、指定事項の変更や、事業の廃止や休止、再開したときは水道事業者へ届け出なければなりません。

そして、事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事業の運営に努めなければなりません。

なお、この法令に違反した場合、指定の取消等の処分を受けることがあります。

表 6-2 指定申請等に係る提出書類早見表（水道法に基づく届出の区分）

提出書類 届出内容		指定申請書	機械器具調書	誓約書	主任技術者選任・解任届出書	指定事項変更届出書	廃止・休止・再開届出書	登記簿謄本	定款写し	住民票	主任技術者免状又は主任技術者証の写し	提出期限等
指定申請（法人）	（法 25 条の 2） （施行規則 18～20 条）	○	○	○				○	○		○	
〃（個人）		○	○	○							○	
指定更新（法人）	（法 25 条 の 3 の 2）	○	○	○				○	○		○	所管する水道事業者が 設定する受付期間内 ※適正な事業運営に係 る確認事項 注)1
〃（個人）	※上記規定準用	○	○	○							○	
主任技術者の選任	（法 25 条の 4） （施行規則 21、22 条）				○						○	遅滞なく 注)2
主任技術者の解任					○							
変 更 等	氏名又は名称（法人）			○		○		○	○			変更のあった日または 廃止・休止した日から 30 日以内
	氏名又は名称（個人）					○				○		
	法人の代表者			○		○		○	○			
	住所（法人）					○		○	○			
	〃（個人）					○				○		
	法人の役員氏名			○		○		○				
	事業所の名称、所在地					○						
	廃止、休止							○				再開日から 10 日以内
	再開							○				

テキストの65ページをご覧ください。

指定の申請や更新、変更、主任技術者の選任や解任時に必要な提出書類の早見表が掲載されています。

様式は、広島市水道局ホームページからダウンロードすることができます。

1-3 指定給水装置工事事業者の遵守事項

P4

水道法施行規則第36条 事業運営の基準

- ① 給水装置工事**主任技術者の指名**（給水装置工事ごと）
- ② 適切に作業を行うことができる**技能を有する者の配置**
（配水管から分岐して給水管を設ける工事など）
- ③ 水道事業者の**承認を受けた工法、工事条件への適合**
- ④ **研修機会の確保**
（給水装置工事主任技術者やその他の工事従事者）
- ⑤ **構造及び材質の基準への適合、機械器具の適正使用**
- ⑥ **記録の保存**（工事ごと、3年間）

テキストの4ページをご覧ください。

指定工事業者の事業運営の基準として、6つの項目が定められています。

①給水装置工事ごとに主任技術者を指名すること。

②配水管から分岐して給水管を設ける工事などで、技能を有する者を配置すること。

③水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように、工事を施行すること。

④主任技術者や、その他の工事従事者の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

⑤構造及び材質の基準に適合する給水装置工事を施行すること、適正な機械器具を使用すること。

⑥施行した給水装置工事について、記録を3年間保存すること。

1-4 給水装置工事主任技術者の職務等

P5

水道法25条の4、同法施行規則23条

- ① 給水装置工事に関する技術上の管理
 - ② 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - ③ 構造及び材質の基準に適合していることの確認
 - ④ 工事に関する水道事業者との連絡調整
- (水道法施行規則第23条)

主任技術者の職務についても法令で4つの項目が定められています。
主任技術者は、基準に適合した工事を確実に施行するため、一連の工事の過程について、技術上の統括及び管理を行うとともに、工事に従事する者の指導監督などを行うという、極めて“重要”かつ“重大”な職責が課せられています。